

第 7 7 号 議 案

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提 案 理 由)

この案は、職員の給料月額を改定する等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区職員の給与に関する条例（昭和26年9月台東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を含む。以下同じ」を「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む」に改める。

第11条の3第1項第1号中「除く。）」の次に「のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの」を加え、同項第2号中「18歳」を「満18歳」に、「住居」を「住宅」に改め、「なるもの」の次に「のうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの」を加え、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 4,100円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,400円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては4,700円をその額に加算した額）

第22条の2第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて台東区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）
- (2) 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため自己の住所又は居所を離れて台東区に派遣された職員 同法第56条第1項に規定する災害派遣手当

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 4 及び別表第 5 を次のように改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第22条の2第1項の改正規定は公布の日から、第11条の3第1項及び第2項の改正規定並びに次項、付則第3項及び第8項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日において、この条例による改正前の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条の3第1項各号のいずれかに該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、同年4月1日以後も引き続き同項第1号に掲げる職員（この条例による改正後の東京都台東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の3第1項第1号に掲げる職員を除く。）、改正前の条例第11条の3第1項第2号に掲げる職員（改正後の条例第11条の3第1項第2号に掲げる職員を除く。）のいずれかに該当するものその他これらに準ずる職員については、同日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第11条の3第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の条例第11条の3第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 平成26年4月1日以後に改正前の条例第11条の3第1項第1号に掲げる職員に該当するもの 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

- (2) 平成26年4月1日以後に改正前の条例第11条の3第1項第2号に掲げる職員に該当するもの 次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	2,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	1,000円

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 4 この条例(付則第1項ただし書に規定する改正規定並びに前2項及び付則第8項の規定を除く。)の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例別

表第3に掲げる医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除き、改正後の条例第21条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される東京都台東区職員の処遇等に関する条例(昭和63年7月台東区条例第12号)第4条第1項又は公益的法人等への東京都台東区職員の派遣等に関する条例(平成15年12月台東区条例第48号)第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成25年4月1日(同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者(平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(改正後の条例第12条の2第2項に規定する台東区規則で定める額を除く。)及び寒冷地手当の月額合計額に100分の0.14を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において

在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

(3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

6 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

7 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

(委任)

- 8 付則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て台東区規則で定める。
- 9 付則第4項から第7項までに定めるもののほか、この条例(住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。